

## 江田島市教育委員会会議録

平成24年7月18日(水)、平成24年第9回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎301会議室において開催しました。

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 9時30分  
閉会 午前 10時20分

### 2 出席委員

委員長	平上博文
委員長職務代理者	木葉登喜夫
委員	坪木一恵
委員	樋上美由紀
教育長	万治功

### 3 出席説明員

教育次長	横手重男
学校教育課長	田中祐二
生涯学習課長	宇根英治

### 4 事務局

学校教育課  
課長補佐 田原留美子

### 5 傍聴人

なし

### 6 議事日程

- (1) 教育長報告
  - (2) 会議録署名委員の指名
  - (3) 議案第16号 江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例案について
  - (4) 議案第17号 江田島市放課後児童クラブ管理運営規則案について
  - (5) 議案第18号 江田島市放課後児童クラブ運営要綱を廃止する告示案について
- その他

## 7 議事の概要

### ○ 平上委員長

ただ今から第9回江田島市教育委員会会議定例会を開催します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。出席委員は5名で定足数に達しています。

### ○ 万治教育長

それでは、日程第1，教育長報告を行います。（省略）

### ○ 平上委員長

以上で教育長報告を終わります。

日程第2 本日の会議録署名委員の指名は会議規則第17条の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので木葉委員にお願いします。

### ○ 平上委員長

日程第3，議案第16号「江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

### ○ 万治教育長

3ページをお開きください。

議案第16号「江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例について」の提案理由の説明をいたします。

放課後児童健全育成事業を実施することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものです。

内容につきましては、教育次長に説明させます。

### ○ 横手教育次長

ただいま議題となっています議案第16号「江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例案」の内容について説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明しましたとおりです。

4ページから5ページに制定する条文、6ページに参考資料として制定する条例案の要旨を添付していますので、6ページの参考資料でご説明します。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

承認されれば、7月30日の臨時議会にこの条例を上程させていただきます。  
以上で説明を終わります。ご審議ほどよろしく申し上げます。

○ 平上委員長

ただ今の説明に対してご質問・ご意見がありませんか。

○ 平上委員長

それでは私から3点質問があります。

1点目については、今回の設置及び管理条例が必要になった背景を教えてください。

○ 横手教育次長

今回、幼稚園を廃園されたので、新たに学童保育つばめ子ども会の設置場所を幼稚園に移転するとなると施設の設置及び管理条例が必要になりました。

○ 平上委員長

はい、わかりました。

それでは、2点目について質問します。

江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の中の第1条の目的ですが、児童福祉法では、小学校に就学している児童であって、概ね10歳未満の児童と書かれています。もう一つは授業の終了後に、児童厚生施設等の施設利用ということが児童福祉法では、文言としてありますが、それらを省いたのですか。

○ 横手教育次長

基本的には、条例でおおまかなものを記し、条例案を議会に提出し、細かい項目については、規則に制定するようにしています。

○ 平上委員長

他の市町村はそれらを省いていませんですね。

○ 平上委員長

江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例 第5条2項について、「児童クラブに、主任児童厚生員又は児童厚生委員を置く。」と書かれているが、「又は」の解釈は、どのような意味ですか。

○ 宇根課長

理由としては、職員の配置の際に「及び」にした場合は、主任児童厚生員を置かないといけません。が、「又は」にした場合は、主任児童厚生員及び児童厚生員をどちらか

でも置いてもいいことになります。

また、2年前から主任児童厚生員を設置することになり、2年間の経験を積んだ人に主任児童厚生員を配置していますが、主任児童厚生員の替りに児童厚生員にしてもらうこともあります。こうした理由で「及び」にしています。

○ 平上委員長

流動的で幅広く実態に合わせたものですね。分かりました。

○ 平上委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に対する異議はありませんか。(全員異議なし)

それでは異議なしと認め原案どおり承認します。

○ 平上委員長

日程第4、議案第17号「江田島市放課後児童クラブ管理運営案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 万治教育長

7ページをお開きください。

議案第17号「江田島市放課後児童クラブ管理運営規則案について」の提案理由の説明をいたします。

江田島市放課後児童クラブに係る条例の整備に伴い、関係規則を制定する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年江田島市教育委員会規則第4号)第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長に説明させます。

○ 横手教育次長

ただいま議題となっております議案第17号「江田島市放課後児童クラブ管理運営規則案」の内容についてご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明しましたとおりです。

8ページから12ページに制定する条文、13ページから17ページに様式を添付しています。18ページに参考資料として制定する規則案の要旨を添付しています。

18ページの参考資料でご説明いたします。

江田島市放課後児童クラブ管理運営規則案の要旨については、別紙のとおりです。

様式については、様式第1号から第4号については、13ページから17ページに

別紙のとおり添付していますので、ご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○ 平上委員長

ただ今の説明に対して、ご質問又は、ご意見はありませんか。

○ 平上委員長

放課後児童クラブ管理規則の中で教育委員会・学校長が教育長に何ヶ所か変更になっています。

説明があってもよかったのではなかったのでしょうか。

次に、今回の管理運営規則案 第3条第1号から第3号までであるが、訂正する前の「江田島市放課後児童クラブ運営要綱」には、第2条の活動内容の中に第1号から第5号までありますが、省いていますが、どのような考えからですか。

国のガイドラインは7項目あります。

○ 横手教育次長

活動内容は定義させています。

活動内容と明記ということで、第2条第1号の児童の健康管理、安全確保、情緒の安定及び第4号の児童活動状況の把握と家庭への連絡は活動ではないということで、省略させていただきました。

○ 平上委員長

他の自治体では、活動内容の所に5項目が入っています。大事な部分だと思います。

○ 横手教育次長

江田島市放課後児童クラブのガイドラインには、活動内容の中にその旨は細かく記載しています。

○ 宇根課長

国のガイドライン（上部）の規則をもとに作成しています。

○ 平上委員長

放課後児童クラブ運営要綱に廃止するにあたり、管理条例管理規則などに生かしていく趣旨だと思います。

そうした中で江田島市放課後児童クラブ運営要綱第2条第1号及び第4号は重要なところであります。このまま案どおり進めるのであれば、中身は把握しておかなければなりません。

○ 教育長

江田島市放課後児童クラブ運営要綱の中に基づいて作成しているものであり、今回の意見を受け、放課後児童クラブ管理運営規則案の第3条の3項目を5項目に増やして、修正するというところでどうでしょうか。

○ 平上委員長

江田島市放課後児童クラブ管理運営規則案については、「活動内容」第3条の3項目を5項目に修正します。

採決に移ります。原案に対する意義はありませんか。修正案で可決します。

(全員異議なし)

○ 坪木委員

実施時間は原則として、下校時から6時までですが、決まっているのですか。利用される声はどうですか。

○ 宇根課長

夏期休業中は、朝8時30分からとなっているが、8時にならないかという要望はあります。今のところ対応できていないです。

また、夕方6時から6時半の変更については保護者からの話はありません。

○ 平上委員長

日程第5、議案第18号「江田島市放課後児童クラブ運営要綱を廃止する告示案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 教育長

19ページをお開きください。

議案第18号「江田島市放課後児童クラブ運営要綱を廃止する告示案について」の提案理由の説明をいたします。

江田島市放課後児童クラブに係る条例及び規則の整備に伴い、現行告示を廃止する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

内容につきましては、教育次長をして説明させます。

○ 横手教育次長

ただいま議題となっています議案第18号「江田島市放課後児童クラブ運営要綱を廃止する告示案について」の内容についてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど、教育長が説明しましたとおりです。

先ほど承認、また修正可決いただきました「江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例」及び「放課後児童クラブ管理運営規則」の整備に伴い、江田島市放課後児童クラブ運営要綱（平成20年江田島市教育委員会告示第2号）について、廃止するものです。

附則としまして、この告示は、平成24年7月31日から施行するものです。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○ 平上委員長

ただ今の説明に対して、ご質問又はご意見はありませんか。

採決に移ります。原案に対する異議はありませんか。（全員異議なし）

全員異議なしと認め、可決しました。

以上で平成24年江田島市教育委員会第9回定例会を閉会します。

次の教育委員会会議は8月20日（月）に開催します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員